ドイツ団体訴訟論の萌芽

――神聖ローマ帝国における二つの最高裁判所を例にして―

小 澤 久仁男

はじめに

された利益説が判例において採用されており、そこでは原則として処分の根拠法規に原告の法律上の利益が存在して。(③) 訟法九条の原告適格の範囲が狭いことが指摘されてきた。すなわち、原告適格の範囲を決する理論として法律上保護 いる。このような団体訴訟が必要とされる理由としては、法律上保護された利益説に基づいて判断される行政事件訴⑴ いるか個別的に解釈されることになる。その結果、処分の名宛人については当該処分の根拠法規で彼の利益が明文で わが国行政訴訟、 特に環境問題における行政訴訟をめぐっては、長きに渡って団体訴訟の導入の可否が議論されて

ドイツ団体訴訟論の萌芽(小澤)

れており、 これに対して、当該処分の名宛人以外である第三者については当該処分の根拠法規で彼の利益が必ずしも言及されて ない環境法の一部の領域で団体訴訟の導入が果たされた。 統制する機会を確保し、 いるわけではないことから、原告適格が認められない場合も少なくない。(4) 言及されている、 他方で、以上のような、 F イツにおいても原告適格の解釈が問題とされてきた。そして、⑸ あるいはそのように読み込むことができることからほぼ異論なく原告適格が認められることになる。 名宛人以外の第三者の利益を保護するべく、彼の原告適格を認める必要性が生じることにな わが国行政法学やそこで展開されている原告適格論はドイツ行政法学を範として形成さ したがって、問題となっている行政活動を ドイツにおいては、 原告適格が認められ

制度の評価は、 係で生じた更なる動向について取り上げてきた。これらの中で、特に欧州裁判所におけるドイツ環境法上の 最終的には立法と司法の役割も大きいこともここでは指摘をしたい。このような状況の中、⑹ 論の土台を形成してきた。 法学においては、 バイケースで判断されることになると思われる。もっとも、 たことを挙げることができる。これらの選択肢は、原告適格が認められる範囲が狭いという問題への解決策として、 あるいは、 一者択一的に判断されるというよりも、 ところで、原告適格が認められる範囲が狭いという問題への解決策として、第三者の原告適格を裁判上拡大する、 原告適格が認められていない第三者の利益を代弁する制度として団体訴訟などを立法上導入する、といっ 極めて厳しいものと言え、その結果、 ドイツの団体訴訟制度のほか、 この点、 筆者自身も、 むしろ従来までの原告適格論も踏まえつつ、その時々の状況に応じてケース ドイツ環境法における団体訴訟制度や、 欧米諸国の制度も分析することによって、 オーフス条約を踏まえて立法化された二○○七年環境・ 原告適格の拡大あるいは団体訴訟制度の導入については それらの欧州裁判所との関 団体訴訟導入に関する議 わが国の行政法学・環境 団体訴訟 権利救

献し、 済法は立法当初の原型を留めることなく、今日に至っている。⑺ れてきた。それゆえ、 は環境 わが国における立法や裁判を行うための理論を提供することにも繋がるものと思われる。 ・権利救済法上の団体訴訟を当初導入するにあたって、 ドイツの原告適格論の淵源を探ることがドイツ環境法における団体訴訟制度の更なる理解に貢 従来までの原告適格論も踏まえつつ、 この点の詳細は別稿に譲るとして、少なくともドイツ 制度設計

けれども、 よって、 響があったのかということを分析することを今後の研究課題として考えている。 訟の歴史は非常に長いことから、ここでは神聖ローマ帝国において設置され、そして神聖ローマ帝国が滅亡するまで ベール=グナイスト論争を経た後の一八六三年にバーデンで行政裁判所が設置されたことが起源とされることがある。 て厳しい評価がなされた原因であったドイツ原告適格論・ の考察を通じて、ドイツ環境法上の団体訴訟論を再検証し、 け今日のドイツの原告適格論や団体訴訟論に影響を与えたのかどうか、 存続していた二つの最高裁判所について取り上げたい。 そこで、 これらの展望を視野に入れつつ、本稿は、 一八二条においては、 本稿においては、 それ以前に草案されていた一八四九年の 1 ル ・グナイスト論争が生じる前の歴史的背景を探りたい。 (8) 次のように規定がなされていた。 ドイツ行政訴訟の歴史的展開を取り上げていくことにする。 神聖ローマ帝国における二つの最高裁判所について探っていくことに フランクフル なお、 団体訴訟論の解明にささやかながら貢献したいと考えてい 環境・権利救済法における団体訴訟が欧州裁判所によっ 筆者は、 ト憲法 そして影響があったのであればどれだけの影 最終的に、ベール=グナイスト論争がどれだ なお、 パウロ教会憲法 かかるドイツ行政訴訟の歴史的展開 ドイツ行政訴訟 もっとも、 (Paulskirchenverfassung の歴史につい 彼の地 の行政で ては

「行政裁判(Verwaltungsrechtspflege)は、廃止する。すべての権利侵害に関しては、裁判所が裁判する」

主目的としつつ、これらを通じて今日のドイツの原告適格論や団体訴訟論の萌芽が存在していたかどうかについて分 必要があり、これらについても多くの先行研究が存在している。このように神聖ローマ帝国の時代を検証するにあ 時の皇帝や領主といった支配機関と臣民・国民の関係にも注視する必要もあり、加えて当時の統治制度にも注視する てきた。他方で、本稿で取り上げる神聖ローマ帝国における裁判制度、特に行政訴訟の歴史を解明するためには、 法学者や民事訴訟法学者といった実定法学者、法制史学者といった基礎法学者、そして歴史学者らによって研究され ことも示している点である。その結果、わが国でも神聖ローマ帝国における裁判所の歴史や行政訴訟の歴史は、(9) たって様々な切り口が存在している中、本稿においては先行研究を踏まえドイツ行政訴訟の歴史を再確認することを この点よりも、むしろ、次のことに注目をしたい。それは、この条文が立案される以前に、行政裁判が行われてきた 般的に、この条文は、司法裁判所による行政裁判の実施を立法者が期待したものと理解されている。けれども、

I. 神聖ローマ帝国における二つの裁判所の創設

一・本稿の対象

ドイツ行政訴訟の歴史を再確認していくにあたって、どの時代を出発点とするのか、そして何に着目をするのか、

裁判所と帝国宮廷顧問会議の存在に着目をする。つまり、一八六三年にバーデンで設置された行政裁判所をドイツにោ 解がある。 対して、 て農民や臣民の蜂起といった暴力による紛争解決を法的手段に移行する、 すわけである。 創設のみが今日の行政裁判権の出発点となるわけではないとした上で、 解がある中、 において大きな革命運動が隣国フランスとは異なって生じなかったのは、司法の成果であると評価されることもあ (Verrechtluchung der sozialer Konflikten) に寄与したものと評価する。それゆえ、 おける行政裁判の起源とするのではなく、 を示す必要がある。この点、ドイツにおける行政裁判の歴史的起源をいつに求めるのかについては、今日、 このような機関や制度が存在していたことから武力衝突が回避されていたとするわけである。 帝国あるいは領邦君主――ランデスヘル(Landesherr) すでに上記で触れたように、一八六三年のバーデンにおける行政裁判所の設置が行政裁判の起源とする見 近代初期に求める見解もある。 また、Winfried Schulze は、 神聖ローマ帝国における二つの最高裁判所にドイツ行政訴訟の起源を見出 神聖ローマ帝国における二つの最高裁判所が、 例えば Martin Sellmann は、 ――との対立を裁判によって解決する機会が確保さ 領邦君主と臣民の対立を扱った帝国 行政上の紛争の決定に関する特別裁判所の 近代初期においては、 いわゆる社会的紛争の法現 近代初期のドイツに その結果、 すでに臣民に 様々な見 カンマー F 象化 ・イツ お

会を保障する制度が存在していたことを、ここでは確認しておきたい。 (Landesherrschaft)・ランデスホーハイト したがって、一八六三年のバーデンにおける行政裁判所の設置以前に、領邦支配権 最終的に神聖ロ 1 マ帝国が滅亡する一八〇六年まで続いたことから、 (Landeshoheit) の行使に対して臣民の権利保護を行う機関およびその機 そして、 神聖ローマ帝国における二つの最高 その後の行政裁判上の権利保護の制 **-ランデスヘルシャフト**

審理がなされていた。もっとも、 その機能について分析をしていく。なお、当時のドイツにおいては、今日で言う公法・私法の区別が知られていな(単) 度設計およびその理論的展開にも多少なりとも影響を与えたものと推察される。そこで、本稿においては、[『] かったため、 マー裁判所 (Reichskammergericht) と帝国宮廷顧問会議 両裁判所においては行政と私人との間の紛争のほか、私人間における紛争も提起され、 本稿においては、 行政裁判上の権利保護との関係で、 (Reichshofrat) を対象にし、これらが創設された経緯および、 両最高裁判所について取り上 これについても 帝国カン

一. 帝国改革とラントフリーデ

一)帝国改革

支配権が存在していなかったため、 施や、臣民の権利や自由への配慮を帝国君候に委ねなければならなくなり、 約関係によって成り立っており、皇帝からの一方的な支配関係のみによって統治が行われていたわけではなかった。 帝国独自の政策を行う機会を失っていった。これらのことによって、当時の神聖ロ (Reichsfürsten) えて、 五世紀頃のドイツは、 帝国改革(Reichsreform)の必要性が生じていくことになった。 いわゆる跳躍選挙 中世以来、 の支配権が強固なものとなっており、 帝国においては荘園 帝国と領邦の支配体制によって統治が行われていた。すなわち、 (Springender Wahl) しばしば政治的混乱や内部抗争も生じていた。 ――によって選ばれていた一方で、皇帝と帝国諸侯の関係は一 ユー > (Lehen' Grundherrschaft) 皇帝の王権は弱体化しつつあった。 皇帝の財政的基盤の脆弱化を招いたり、 そこで、このような状況を改善す ーマ帝国内においては、 -と結びつい その結果、 皇帝は帝国諸侯の中から 皇帝は法律の実 た帝国 統 種の契 君候 的 な

落 ることもあった。 四五三年に、オスマン帝国がビザンツ帝国 他方で、帝国改革は、 -ドナウ川上流へと進行したり、フランスもブルゴーニュやイタリアの帰属を巡って神聖ローマ帝国内に進 したがって、 以上のような内政問題以外にも、 一五世紀においては、 (東ローマ帝国) 外部から神聖ローマ帝国への進行の脅威にも脅かされつつあ 他国による威嚇も契機として挙げることができる。 を撃破して――いわゆるコンスタンティノープ 例えば、 ル の陥

た。

られている。 (18) その後の二つの最高裁判所の創設に大きく関連しており、 度化の動きがあったものの、むしろ本稿においては、ヴォルムスの帝国議会は永久ラントフリーデを導入したことが 的な支配体制を構築すると共に、他国の脅威を防ぐことを目的とするものであった。しかしながら、 ては領邦君主らの抵抗に遭遇することになり実現を見ることはしなかった。もっとも、これらの制度化の動きは統 を対象とする一般帝国税の導入およびその税の主要な使途である帝国軍制の導入などを求めているが、これらについ 兀 これらの 「九五年のヴォルムスの帝国議会(Reichstag zu Worms des Jahres 1495) 內政 なお、 問題と外交問題を踏まえ、 ヴォムスの帝国議会においては、時の皇帝マクシミリアン一世 神聖ロ] マ帝国におい 以下、 この点を取り上げたい。 ては帝国改革が必要と認識されることになり、 が一連の改革運動の絶頂期であったと伝え (Maximilian I.) は、 以上のような制 全ドイツ臣民

一) ラントフリーデ

点について取り上げていく。ところで、永久ラントフリーデが採択される以前から、すでに神聖ローマ帝国はラント点について取り上げていく。ところで、永久ラントフリーデが採択される以前から、すでに神聖ローマ帝国はラント フリー 上記のヴォル デを制定することがあった。例えばハインリヒ四世(Heinrich IV.)が一一○三年に最初のラントフリーデを制 ムスの 帝国議会においては永久ラントフリーデ (ewige Landfriden) が採択されており、 ここではこの

神聖ローマ帝国のラントフリーデは成功したと評価されることは少ない。 とができず、「中心的任務である王権の放棄」(Versagen des Königtums in seiner zentralen Aufgabe)と揶揄され、 限を諸侯に対して有していることを要求することも珍しくはなかった。 デを貫徹することができなかった。 ものであった。そのため、 定しており、 るものであった。もっとも、 そこでは後の永久ラントフリーデと同様、 永久ラントフリーデも、 中世の神聖ローマ帝国においては、皇帝自らが抗争禁止に違反するなど、ラントフリー そのような状況であったにもかかわらず、 それ以前までの神聖ローマ帝国におけるラントフリーデを踏襲す 帝国内の治安を維持するべく、紛争の武力的解決を禁止する それゆえ、 皇帝は、 帝国内における平和を維持するこ ラントフリーデを維持する権 中世の

めの機関として帝国カンマー裁判所も創設されることに至った。 意をした。その結果、 このような状況の中、 一五世紀に入ると、上記のような外部からの進行もあって、皇帝や帝国等族は帝国 四九五年のヴォルムスの帝国議会は永久ラントフリーデを採択し、これを保護し貫徹するた 改革に合

なった。そこで、以下では帝国カンマー裁判所について取り上げていきたい したがって、帝国改革や永久ラントフリーデといった出来事が帝国における裁判所の創設に大きく関係することに

一.帝国カンマー裁判所の概観

国カンマ たがって、 国等族による抗争行為や武力行為を行った者を国外追放にするといった帝国内部の平和を維持することであった。 帝国カンマー裁判所は永久ラントフリーデが採択された一四九五年に創設された。そして、 1 永久ラントフリーデの維持が、 裁判所は皇帝によって創設されているが、「皇帝と帝国のカンマー裁判所」(Kaisers und des Reiches 帝国カンマー裁判所の創設に強い影響を与えたことになる。 その創設の目的は、 ところで、 帝 帝

国等族らの影響力を排除するべく、 らない。 kammergericht)とも表現されているように、その創設には帝国議会や帝国等族らの協力もあったことも軽視してはな 上げるように次第に帝国議会や帝国等族らが影響力を行使していった。 その際、 当初は、 皇帝や帝国の諸勢力から独立した裁判所として設置されたものであったが、 次節の帝国宮廷顧問会議の設置へと向かっていくことになる。 その結果、 皇帝は、 このような帝国 以下でも取 議会や帝

判官 年にはヴェツラル(Wetzlar)に移転するなど各地を転々とした。帝国カンマー裁判所の組織としては、 裁判所の 判の専門化によって、 等族から選出され、 ができる には裁判官の数は二四名であり、 よって下されており、 ていたかどうかは、 から皇帝によって任命され、 他方で、 (Kammerrichter) 組織 帝国カンマー裁判所の所在地は、 一体制によって皇帝の影響力が次第に削がれ、 帝国議会が指名を行った。また、残りの半分は、法学者から選出された。 任命にあたっての絶対的条件ではなかった。 陪席裁判官の人数は帝国カンマー裁判所が存在していた間、 専門的な司法教育を受けた帝国等族のみが選出されることになった。 カンマー裁判官 帝国裁判所の長官として任務にあたった。 一六四八年以降は五〇名までに達した。そして、 一五二七年にシュパイアー が例えば選帝侯や帝国君候といった帝国直属の身分を有する貴族の中 帝国等族らの影響力が強まっていったことを垣 加えて、 なお、 (Speyer) 実際の裁判は陪席裁判官 首席裁判官は、 陪席裁判官の構成は、 不定であった。例えば一五五五 フランスとの戦争後の一六八九 このような帝国 もっとも、 司法的専門教育を受け (Beisitzer) 💟 その後、 一間見ること 半分が帝国 名の首席 カンマー 裁 年

また、 が補充的 帝国 カンマ に適用され、 1 裁判所に 地域的 お £ \$ 諸法や慣習法が優先的に適用された。 、ては、 当 初、 帝国内の一般法であったロ けれども、 ーマ・ 後に、 力 ノン法 地域的諸法は、 (Römisch-kanonisches 複雑! 木

議決 依拠することが多かったとされている。 書式原則 (Prokurator) を通じて行われた。 にならってローマ・カノン法が適用されていくことになった。 は実体法や手続法について法統一的効果を及ぼし、 (Jüngste Reichsabshied) 法的聴聞の原則、そして争点整理といったものが規定された。そして、 かつ、裁判に長時間を要す原因とされていたことから、実際のところ、陪席裁判官はローマ・カノン法に は、 現在で言うところの訴訟法として位置付けられることもあり、 そのため、 当時の各領邦において設置された裁判所でも帝国カンマー裁判所 ローマ・カノン法が帝国カンマー裁判所において適用されたこと また、 帝国議会で議決した秩序 当事者の利益の主張は、 11 そこでは手続 わゆる帝国最終

かったこともあって、 国裁判所の組織について帝国議会の影響力が強かったこと、そして帝国裁判所で適用されていた法規は主に帝国 般法であったローマ・カノン法であったことを、ここでは確認した。これらのうち、特に帝国議会の影響力 以上より、 帝国裁判所は、 皇帝は次節の帝国宮廷顧問会議の創設へと展開していくことになる。 差しあたり国内の治安といった秩序を維持することを主目的として創設されたこと、 が強 内の 帝

· 帝国宮廷顧問会議

時期を示すのが難しいとされる。 げる帝国宮廷顧問会議はラントフリーデの保護を目的として創設されたわけではない。 (28) が創設された経緯としては、 マ帝国皇帝の宮廷が置かれていたウィーンに設置された。もっとも、 節で取り上げた帝国カンマー裁判所はラントフリーデの保護を目的として創設されたのに対して、 行政改革の一環として行われた一四九七年と一四九八年の宮廷改革であるとされ、 なぜなら、 帝国宮廷顧問会議が設置される以前の中世に、すでに宮廷内に統治活 帝国宮廷顧問会議それ自体は、 すなわち、 帝国宮廷顧問会議 本節で取 正確な創設 り上

動・ しての位置付けが上昇するに至っている。 国宮廷顧問会議は創設の経緯について一線を画すことになる。 なって新たに創設された帝国カンマー裁判所と、それ以前から宮廷内に皇帝による統治を補助する機関を継承した帝 (Erbländern) したレー 外交活動・ 五五九年以降、 からの法的事項 ン 裁判所も設置され 行政活動に関する皇帝の諮問機関を設置するだけではなく、最上級の裁判官 帝国君候は帝国宮廷顧問会議に訴訟権限の拡大を認めており、 (Rechtssachen) ていたからである。 したがって、 や恩赦事項 永久ラントフリーデの制定およびその保護の必要性が契機と なお、 (Gnadenangelegenheit) レーン裁判所については、 を裁判する権限が認められてい 徐々に帝国 例 (oberster Richter) えば 内の最高裁判所と 帝国、 や世 た。 を配 領 そ 地

中で、 臣民にとっては混乱を招く恐れも無かったとは言い難いものの、ここでは両裁判所の設置それ自体がドイツ社会に及 裁判所と帝国宮廷顧問会議という異なる機関が両立することになるが、 破壊に対して管轄権を有することになった。このように、 廷顧問会議の創設の経緯はその後の両最高裁判所における権限にも関連しており、 がある。 のような状況を克服するべく皇帝による強い影響力を行使できる機関が必要とされたわけである。このような帝国宮 いくことになった。 このような帝国宮廷顧問会議の創設あるいはその訴訟権限の拡大には、 帝国宮廷顧問会議の権限が拡大されていった。その結果、 すなわち、 上記の通り、 したがって、 に対して訴訟提起をする機会を確保し、 同一 帝国カンマー裁判所においては帝国議会の強い影響力が行使されていった結果、こ の訴訟権限を持つ最高裁判所が二つ存在していたことは、 神聖ロ 社会的紛争の法現象化を徐々に確立する点で貢献して 後になって、帝国宮廷顧問会議もラントフリーデの ーマ帝国における行政訴訟につい いずれにしても支配機関 当時の政治的権力争いにも触れておく必要 皇帝と帝国等族の間 一方で利用者である ては帝国 オープリッヒカ 0) 権力闘争の カンマー

ぼした影響の方を強調したい。

張は、 からも帝国宮廷顧問会議への信用を獲得することに繋がった。そして、帝国宮廷顧問会議に対する当事者の利益の主 裁判は、 されることが規定されるなど、プロテスタントへの配慮を見せることによって、プロテスタントの信者であった臣民 このような帝国宮廷顧問会議は帝国宮廷顧問会議長官を頂点とし、 一八名の陪審判事のうち、 代理人(Agent)を通じて行われた。 帝国カンマー裁判所と同様、 六名が 陪審判事によって行われた。なお、一六五四年の帝国宮廷顧問会議令において ――アウグスブルク信仰告白派やルター派といった――プロテスタントで構成 彼には組織管理権が付与された。 また、 0

国等族と臣民の紛争を公平に審理していたとも伝わっている。 裁判所はそこでの裁判官の構成が帝国等族によって占められていたこともあって、帝国等族に対して有利な判決が多 くことになり、 所の方が次第に臣民からの信頼が形成されていった。その結果、 不上訴特権といった制約もあった。けれども、陪審判事の構成などについては当時の世情を踏まえており、 く見られ、次第に臣民からの信頼を失っていった。これに対して、帝国宮廷顧問会議は、 帝国等族らも資金を捻出して設置された帝国カンマー裁判所とは異なることになる。このような中で、帝国カンマー 他方で、 帝国宮廷顧問会議は、皇帝が資金を出し、 帝国には二つの最高裁判所が両立していった。 皇帝直属の機関として皇帝によってのみ支配された。この点、 それゆえ、 帝国宮廷顧問会議の訴訟権限は、 帝国カンマー裁判所よりも、 帝国カンマー裁判所と同様 徐々に拡大してい 帝国 更には帝 ||宮廷裁判

Ⅱ.両最高裁判所の概観

一. 管轄権

終的にはほとんど同一の管轄権を持つに至った。また、 機能も有しており、 制限する制度が設けられていた。そこで、以下では、これらの点について取り上げていきたい。 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議は、 特に上訴審については皇帝が領邦君主や帝国等族に不上訴特権を認める場合もあるなど、 当初、 両者の設立目的の違いから管轄権の差異が見られたものの、 両最高裁判所は、 共に、 第一審裁判所および上訴審としての 最

)第一審

ほか、 恩赦事項、 な中で、 ばラントフリーデの破壊、 合している領域の案件について、臣民は、 て独占的権限を有していた。 ることができる。ここでいう司法事項と警察事項の区別については、臣民訴訟の節で取り上げたい。また、このよう 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議は、 帝国警察法(Policeygesetze des Reichs)に対する侵害が問題となった場合などの警察事項といったものを挙げ 帝国宮廷顧問会議は、 封土事項、 そして地位の昇格・成年後見・保護状・庇護状といった特権の付与などに関しても第一審とし および、 このような第一審としての独占的権限があった場合を除き、 帝国直属の刑事事件の独占的権限を持つだけではなく、 帝国が原告または被告となって直接提起される私法上の訴訟といった司法事 いずれの裁判所に訴訟を提起するのかについて選択権を有していた。 共に第一審裁判所としての裁判管轄権を有していた。これには、 帝国における皇帝の留保権 両最高裁判所で管轄権が競 例え 項の

一) 上訴審

議は、 するべく、 支配権に基づいて行われた臣民への措置を挙げることができる。 ない場合に不上訴特権が領邦君主に認められていれば、 合に関しては帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議に対して上訴を行うことができたのに対して、これらに該当し かかわらず、上訴が可能とされていた。したがって、帝国の手続の場合や、 あった。ともあれ、 を設置することがあった。 た。このように両最高裁判所を上訴審として位置付けるべく、 他方で、 領域内においても上訴裁判所が設置されることもあったが、そこでの上訴審にあたってはラントフリーデを貫徹 は判決の無効の場合に上訴審としての権限を持った。これらに該当する場合には、下記の不上訴特権に有無に 帝国レベルの手続の上訴審のほか、差しあたり裁判の拒否(Rechtsverweigerung)、法の遅延(Rechtsverzögerung) 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議は、 帝国法への適合性が強く求められた。これは、 領域内・ラントレベルでも上訴機関が設置されていた中、 その際に、 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議を参考にして制度設計が行 上訴が制限された。後者については、例えば領邦君主が領邦 共に帝国における最上級の上訴機関としての機能も有して 当時の帝国内における法の統一 帝国等族は自身の領域内に下級審裁判所や上訴裁判所 領域内における上訴が機能していない場 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会 的適用が求められたからで わ んれた³⁴。 な

そこでの領域内の裁判所の決定に不服がある場合については帝国カンマー裁判所または帝国宮廷顧問会議に上訴する 訴することもできた。これに対して、 置することがあり、 以上のほか、 帝国等族は、 この仲裁裁判所の決定に不服がある場合については帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議に上 当事者の円満な意見一致を目的とする仲裁裁判所 仮の権利保護を求める裁定訴訟 (Mandatsprozess) (Schiedsgericht, Austräge Instanz) が領域内の裁判所で提起され も設

顧問会議に訴えることが可能とされた。 ことはできなかった。更に、裁判上の手続ではないものの、 いて交付した命令や禁止に対する裁判外の控訴 (Extrajudizialappellation) については帝国カンマー裁判所と帝国宮廷 領邦君主が官憲的な権力 (obrigkeitliche Gewalt) に基づ

宮廷顧問会議の上訴審としての管轄権は、 帝国宮廷顧問会議の上訴審としての機能を、もっとも限定する制度として不上訴特権を以下では取り上げたい。 して領邦君主の措置に対する裁判外の控訴の場合などを挙げることができる。このように帝国カンマー ルの手続に該当する場合、 以上を簡潔に纏めると、 領域内の上訴審が機能していない場合、 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議が上訴審として裁判するにあたっては、 第一審と比べると限定されていた。このような中、 領域内の仲裁裁判所の決定に不服がある場合、 帝国カンマー裁判所と 裁判所と帝国 啻 国レベ そ

三)不上訴特権

支持を得ていたわけである。 特権の付与を求めるようになる。つまり、 になる。 発布したことが萌芽として挙げることができ、この金印勅令を通じて不上訴特権を選帝侯に付与した。そのため、 ントフリーデと同様、 領域内の臣民が行おうとする帝国カンマー裁判所や帝国宮廷顧問会議への上訴の禁止を領邦君主に認めるものであっ 不上訴特権(privilegia de non appellando)とは、換言すれば「控訴されざる特権」を意味するものである。 この制度は、 この点、 一七世紀に入ると、 神聖ローマ帝国の皇帝であったカール四世(Karl IV.)が一三五六年に金印勅書(Goldene bulle) 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議が設置される以前から不上訴特権は存在していたこと もっとも、 領邦君主は、 実際のところ、 不上訴特権を付与することによって、 帝国議会や皇帝の選挙協約 無制限に不上訴特権を付与されることがあったのは選帝侯の 皇帝や帝国議会は、 (Wahlkapitulation)にあたって不上訴 領邦君主からの つまり、 を ラ

められた。 (38) 内で統一的な諸政策の実施を行おうとする場合があったことはもちろんのこと、領域内における裁判機関の整備が求 みであって、その他の領邦君主は限定的な範囲内にのみ不上訴特権が付与されたに過ぎなかったとされてい た、不上訴特権が付与されることと引き換えに、 皇帝や帝国議会が行おうとした諸政策を支持することによって帝国 、 る。 ³⁷ ま

訴訟の上訴が対象とされることが多くあったと伝わっている。そして、不上訴特権の具体的な対象としては、(3) 上げる裁定訴訟や臣民訴訟に対する上訴が対象とされた。これに対して、 いったラント防衛のための費用に関する増税といった高権(Hoheitsrecht)に関する紛争を挙げることができる。 他方で、選挙協約の中で付与された不上訴特権は、主に帝国カンマー裁判所における手続に適用され、 帝国宮廷顧問会議における手続には、 下記で取り 要塞と 裁定

機会が限定されることもあった。けれども、不上訴特権については、単純に上訴を制限しただけに止まらず、その副 機会もある程度確保しようとしていたと言える。 点は見過ごしてはならない。したがって、 産物として領域内での上訴裁判所が整備され、そしてまた領域内での上訴裁判所は帝国法への適合が求められていた 以上より、不上訴特権によって領邦支配権に基づく措置が、帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議で裁判される 領域内ではあるものの、臣民には領邦支配権に基づく措置に対して上訴

一訴訟手続

期日 ローマ・ 帝 国 の確定、 カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議の差異は、 カノン法に基づきカンマー手続という詳細で独立の秩序が規定されていた。 ローマ法的用語法が導入された。これに対して、帝国宮廷顧問会議は、 訴訟手続の中でも存在して ί, それによって、 口 た。④ 1 マ教皇庁 帝国 裁判 (stilus curiae) 書面主義、 所に お ては 裁判

争を完全に解決する権限を有していた。その上で、帝国宮廷顧問会議は当事者の申請に基づいて特別委員会を設置し、 収益を分配し、 手続の枠内で自由に判決を下す権限が与えられた。 所の下に置かれていた委員会の権限も異なっていた。 手続に沿って行われていたことから、 同委員会は職権証拠調べ、 員として地域の裁判官を指名するのに留まっており、 破産手続を実施するといったものであった。これに対して、 調査、そして手続の指揮といった機能を担った。 結果として帝国宮廷顧問会議に裁量が広く認められていた。 具体的には、王家の構成者間を調停し、 帝国カンマー裁判所における特別委員は法律上規定された仲裁 すなわち、 帝国カンマー裁判所は限定的な権限を持った特別委 帝国宮廷顧問会議は地域に対する法的紛 領土の所有関係を確定し、 また、 両最高裁判

る。すなわち、 国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議は共に紛争中の当事者の平和的合意を目的としていた点で異なるところは無 帝国カンマー裁判所の権限として規定されていない案件を取り扱う権限が当初付与されていたからである。 関係もしくは対立関係にあったのではなく、帝国内で異なった機能を有する機関として理解されていたと伝わってい かった結果、 以上のように、 判決よりも裁判外の和解によって紛争解決が図られていたことにも注意が必要である 帝国カンマー裁判所は皇帝の任務を最上級の裁判官として擁護したのに対して、帝国宮廷顧問会議は 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議は訴訟手続の中で差異が見られた。 けれども、 両者は競合 なお、 帝

二.利用状況

いて二、○○○件~三、○○○件の訴訟提起を受理したことが伝えられている。⑷ 徐々に管轄権が拡大されていった。その結果、 神聖ロ 1 マ帝国 における二つの最高裁判所は、 帝国カンマー裁判所においては二〇〇件程度、 永久ラントフリ ーデの維持をもたらすことを目的とし 帝国宮廷顧問会議にお 7 たが、

た。その後、 関する訴訟提起が主になされていたとしている。 する訴訟提起の受理が認められたことによって、ラントフリーデの破壊に関する訴訟が減少したとしている。 帝国カンマー裁判所は、 デの破壊に関しては、 Filippo Ranieri の分析によると、帝国カンマー裁判所の成立から最初の一○年間はラントフリーデ破壊に Jürgen Weitzelは、一五五五年のアウグスブルクの和議後、 全手続の一〇%から一五%までであり、 支払請求あるいは王家内部の紛争などがしばしば取り上げられるようになってい もっとも、 帝国カンマー裁判所における全手続のうち、 一五二七年から一五二九年は二三%にまで達し 帝国カンマー裁判所において宗教問題に関 ラントフ その結

議の利用が飛躍したことは前述の通りである。その結果、一七世紀後半から一八世紀に帝国宮廷顧問会議で取り上げ との競合関係や対立関係は、 られた紛争は、 帝国カンマー裁判所におけるラントフリーデの破壊に関する訴訟が減少していくことによって、帝国宮廷顧問会議 王家の問題、 次第に緩和していったと伝わっている。もっとも、一八世紀に入ると、帝国宮廷顧問会(红) 経済的問題、 宗教的問題、そして社会的問題などが取り上げられた。

宮廷顧問会議のみが神聖ロ 神聖ローマ帝国内での状況や事情などを経て、 以上より、 神聖ロー マ帝国における二つの最高裁判所は、 1 マ帝国内の最高裁判所として位置付けられるようになったと指摘されることもある。(※) 帝国宮廷顧問会議の利用が徐々に増していった。このことから、 最終的に訴訟権限がほぼ同じであったものの、 その後の 帝国

裁定訴訟

(Mandatsprozess) 一つの最高裁判所のいずれかに救済を求めるものであった。そこでの手続は、 ーマ帝国の二つの最高裁判所においては、 の提起が認められていた。(※) すなわち、 今日で言うところの仮の権利救済に相当するものとして裁定訴訟 これは当面の間の権利保護を求めるべく、 通常の訴訟を簡略した略式訴訟で、 神聖ロ 1 マ帝国 緊 0

急の場合には相手方からの聴聞なしに暫定的な措置を採ることなども可能とされていた。

済を防ぎ社会的紛争の法現象化に貢献したものと評価できる。 裁定訴訟の対象については柔軟な解釈が行われていた。それゆえ、 例えば暴力的な支配者 そして、 ③ラントフリーデの破壊、 裁定訴訟の対象は、 (saevitia dominorum) による圧政を、 そして④公共の利益を侵害した場合に、提起が可能であるとされた。 ①法や慣習を明確に侵害した場合、 公共の利益の侵害として解釈することを認めているなど、 ②損害賠償を行うべき中、 この裁定訴訟も、臣民による暴力的救済や自力救 それを行ってい なお、そこでは ない場

五. 臣民訴訟

一)概要

政訴訟との共通性を垣間見ることができる。 住民や農民たちといった集団による臣民訴訟といった区別が行われることもある。 よる違法な手続あるいは支配機関による既得権侵害に対する個人による臣民訴訟と、 (Landesobrigkeit) 臣民と下級層の臣民との間の対立といったように臣民同士の紛争を意味するのではなく、 近代初期のドイツの司法においては、 臣民訴訟 (Untertanenklage, Untertanenprozess) と呼ばれる訴訟類型が存在していた。これは、例えば富裕層の との間の訴訟として理解されていたものであった。それゆえ、臣民訴訟は、今日で言うところの行② 公法と私法の区別が知られていなかったことは上述の通りである。 なお、 このような臣民訴訟については、 領邦君主の侵害に対して都市の 後世において、 臣民とラント支配機関 更に支配機関に このよう

る領邦君主からの債権の償還訴訟や、 そして、個人による臣民訴訟の具体例としては、 臣民の生活および領土内の一般関係に関して支配機関が行う警察規制 新しい公租公課に対する臣民訴訟のほか、 ツンフト の特権に対す 0)

民訴訟は絶対的主義体制における領土支配の調整機能を果たしていった。 団による臣民訴訟として結実したことによって、農民らは帝国の裁判所を頻繁に利用することになり、 といったものを挙げることができる。 五二六年の帝国最終議決においては、農民と領邦君主との間の法的手段を認めることが求められた。 ドイツ農民戦争の終結にあたりシュヴァーベン同盟に対して示された農民側の農民戦争の降伏条件および 他方で、集合的な臣民訴訟は、ドイツ農民戦争後に登場することになる。 この要求が集 集団による臣 すな

挙げることができる。 よう試みた。これは、 これらの状況に対して、 支配機関が持つ高権への介入を防ごうとしたためであり、 支配機関は、 帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議の訴訟活動を、 その現れとして、 出来るだけ制限 下記の警察事項を

一)警察事項の原告適格

曖昧であったとされている。(55) ある。 である。 事項と司法事項を区別することによって、 確保されていた。このような状況は、(53) りすることがあるが、 上記までの通り、二つの最高裁判所が設置されたことによって、臣民は行政上の紛争を裁判所で取り上げる機会が なお、 他方で、 司法事項 警察事項 これは国家の直接的利益や公共の福祉に関するものである。(5) (Justizsache) (Policeysache) このような中で、 とは、 一八世紀に入ると、変化が見られた。すなわち、 領邦内での活動を裁判上の影響力の行使から引き離すことを試みたからで は統治事項 個人の権利の侵害、 両最高裁判所においてはどの範囲まで訴訟の対象にすることができる (Regierungssache) とも表現されたり、 すなわち個人の既得権に関する法関係に関するもの もっとも、 帝国等族や領邦君主は、 両者の 両者の併記がなされた 区別は実際には

のかも問題とされた。

(Westfälische Friedensschluss) 六四条で領邦高権が付与されたことに端を発する。そこでは次の通り規定する。 このような中で、警察事項が訴訟提起の対象とならない根拠としては、一六四八年のウェストファリア条約

よっても誰からも妨げられないようにすることを確認する。 ラント高権、教会の問題・世俗的問題、 ローマ帝国の全ての選帝侯、君候および等族は、その旧来の権利、 統治権、レガリーエン (Regalien)、およびそれらの占有が、いかなる理由に 優先権(Vorrechten)、 自由、 特権

ト事項(Zunftsachen)、手工業事項(Handwerkssachen)について次のように規定を行った。 その後、これを受け、一六五四年の帝国最終議決(Jüngster Reichsabshied von 1654)一○六条は、警察事項、 ツンフ

らないが、これらの事項における禁止に対して容易に判決を下してはならない。 …裁判官は審理にあたって、各支配機関の利益とその事情に応じた公的地位(Status publici)を考慮しなければな

個人の既得権の侵害にも関連する場合、臣民は君主ないし行政官庁を相手に両最高裁判所への訴えの提起が認める場 察事項の司法的執行可能性(Justitiabilität)も検討がなされた。その結果、警察事項に属す紛争であったとしても、 るのが今日においては一般的である。 したがって、この規定に基づき、警察事項は両最高裁判所への訴訟の提起および上訴が否定されたものと理解され けれども、これらの規定およびその理解に対して、 両最高裁判所においては警

ドイツ団体訴訟論の萌芽(小澤)

既得権としては、特権、 については既得権が主張できるかどうかによって判断されることが一般的に知られているが、既得権の主張の可能性(の) に該当しない場合、自然的自由に該当するかどうかが探られることもあった。それゆえ、 た。また、ここでいう自由権は自然的自由(natürliche Freiheit)のことを意味しており、一八世紀においては既得権⁽³⁾ 事項に該当するものであったとしても訴訟提起が認められていたと、より詳細な説明をしている。 合もあった。更に、 を探る以外にも柔軟な姿勢を見せていた点も見過ごすことができない。 ②支配機関が権力を濫用し、公共の利益や一般的利益を侵害した場合、 Siegrid Westphal ぜ、 契約、そして時効のほか、 両最高裁判所の判例から、①既得権、 慣習などを通じて発生した財産権や占有権なども該当するとされ ③帝国警察法が侵害された場合、 自由権、そして諸権利が侵害された 警察事項の なお、ここでいう 訴訟提起 0) 余地

する、 このような判例や学説の動向を踏まえ、後世においては、警察事項が両最高裁判所への訴訟の提起および上訴を否定 以上について、帝国国法学者(Reichspublizist)の多くは、 という原則すら根拠に乏しかったと理解されることもある。 両最高裁判所の見解を支持していたことが伝わっている⁽⁶¹⁾

おわりに

の連邦自然保護法における団体訴訟制度の形成に強い影響を与えたものであることを示した。もっとも、 た。そこでは、 すでに別稿で、 ドイツ自然保護運動が一九世紀前半のプロイセンを中心に展開され、このような歴史的背景がその後 ドイツにおける環境法上の団体訴訟の歴史的背景として、 ドイツ自然保護運動につい 一九世紀前 て取 り上げ

度は、 半のドイツ自然保護運動は、 かながら時期が異なることになる。 その後の環境法上の団体訴訟に直接的な関連性を直ちに結びつけることは難しい。 自然保護運動が生じたからである。 本稿で取り上げた神聖ローマ帝国における二つの最高裁判所が存続していた時代とは僅 つまり、 そのため、 一八〇六年に神聖ロ 神聖ローマ帝国 ーマ帝国が崩壊し、二つの最高裁判所も廃 「の二つの最高裁判所が存在してい た時期の 止され

起が広く認められていたことである。それゆえ、二つの最高裁判所は、 次の点を指摘することができる。 確保することによって、 対象性の否定といった諸制限も見られたものの しかしながら、 後世に環境法上の団体訴訟が導入されたこととは直接的な関連性を肯定することが難しい 社会的紛争の法現象化に貢献したものと理解できるわけである。 すなわち、二つの最高裁判所においては、 行政上の紛争について柔軟な解釈を行うことによって、 臣民による行政上の紛争への裁判アクセスを 例えば不上訴特権や警察事 訴訟の提 項 0 訴訟

通じて、 度との関係もあって、 つまり、 とする土台が、 として自然保護が把握されていなかったものと考えられる。 たわけではない。 ところで、上記のドイツ自然保護運動は、 自然保護の実現を試みたことの淵源は、 自然保護の必要性を訴えるための啓蒙活動や市民による実践的な自然保護活動といったソフトな社会運動を 神聖ロ これは、 管見の限り、 1 マ帝国における二つの最高裁判所の設置によって徐々に形成されていったものと思われる。 自然保護を必要とする喫緊の必要性が無かったことや、訴訟を提起するまでの権利 自然保護という問題に対して訴訟を提起することによって問題解決が図 当時-神聖ロ 本稿で取り上げたその後 ーマ帝国における二つの最高裁判所の存在も見過ごすことが けれども、 社会的紛争を武力以外の手段で解決を図ろう -プロイセンなどの法制度 られて 裁判制 利益

できないと理解できるからである。

聖ローマ帝国崩壊後に生じたベール=グナイスト論争の時期について確認をしていくことで、 訴訟の歴史的展開の一部を更に解明していきたい。 設計に影響を及ぼしたと、 したがって、神聖ローマ帝国における二つの最高裁判所の存在がその後のドイツの原告適格論や団体訴訟論 筆者は考えている。そこで、今後は、 自然保護運動が行われた時期と時間的に密接な ドイツ環境法上の団体 の制度

権利保護の歴史的展開から見た環境法上の団体訴訟論」】による援助を受けた。 本研究にあたり、 令和二年度科学研究費補助金 【基盤研究(C)、 課題番号20K01428、 研究課題名「ドイツ行政上の

- $\widehat{\underline{1}}$ の記述がある。 消費者保護等の分野においては、 この点、 高橋滋編『改正行訴法の施行状況の検証』 いわゆる団体訴訟制度を想定され得るとの指摘がされ、これに賛同する意見が多かった」と 商事法務(二○一三年)一一○頁においては、「環境、 文化財保護、
- 2 四八頁を挙げたい。 このような指摘は、 枚挙に暇がない。ここでは、例えば阿部泰隆『行政法解釈学Ⅱ』有斐閣(二○○九年)一四六頁
- 3 その後の判例は不合理な点がたくさんあるのに、以後、いくら批判があっても、裁判所は先例病にかかっているのか、この説 値する利益説のいずれをとるべきなのか決着をつける場ではないにもかかわらず、何ら理由も示されることなく判例とされ 宣言されたが、この訴訟は広く庶民に代わって提起した代表訴訟であるので、本来、法律上保護された利益説か、法的保護に 和五三年三月一四日民集三二巻二号二一一頁)を挙げることができる。もっとも、阿部泰隆 消滅』信山社 わが国行政事件訴訟における原告適格のリーディングケースとしては、 (二○二一年)二五三頁においては、「判例のとる法律上保護された利益説は、 いわゆる主婦連ジュース訴訟最高裁判決 『処分性・原告適格・訴えの利益 いわゆるジュース訴訟で突然 (最判昭

リーディングケースとすることへの批判を示している。 を採用し、調査官解説は、学説我関せず、判例だけを調査し、 しかも、それを拡大解釈している」と、 同判決を原告適格の

- (4) 宇賀克也『行政法概説Ⅱ』有斐閣(二○二一年)一九四頁~一九五頁参照
- 5 それとも(少なくとも)個人の権利も保護するかどうかは、解釈によって決定されなければならない。……しかし、多くの条 文から、 (Baurecht)、危険防止法(Gefahrenabwehrrecht)、営業法(Gewerberecht)、補助金法(Subventionsrecht)、記念物保存法 (Denkmalschutzrecht) などの領域における原告適格の判断の困難さを指摘する。 例えば W. Erbguth, Allgemeines Verwaltungsrecht 8. Aufl., Nomos 2016, S.106は「条文が公共の利益のみに資するのか) それが個人の利益を保護し、主観的権利を取りなすのかどうかを推測することは容易ではない」とした上で、建設法
- (6) この点、 法政策上の問題となる。……裁判を受ける権利は行政処分に対しても等しく妥当し、その限りにおいて立法には限界があるこ とに注意しなければならない」とする。本稿は、この記述に司法の役割を追加して記載を行った。 塩野宏『行政法Ⅱ』有斐閣(二○一九年)一三○頁においては、「取消訴訟の原告適格を何人に認めるかは、 立
- 欧州裁判所の動向については、大久保規子「混迷するドイツの環境団体訴訟―環境・法的救済法2013年改正をめぐって 創設記念論文集『現代における法と政治の探求』成文堂(二○一二年)五一頁以下がある。また、その後の同法の改正および 性質をめぐる一考察―」阪大法学五七巻二号(二〇〇七年)二〇三頁以下、同五八巻二号(二〇〇八)二七九頁以下、小澤久 井光明ほか編 仁男「環境法における団体訴訟の行方─ドイツ環境・権利救済法を参考にして─」香川大学法学部創設三○周年・法学研究院 「の影響を中心として─」松本和彦編『日独公法学の挑戦─グローバル化社会の公法─』日本評論社(二○一四年)二九七頁 この点 環境・権利救済法の制定については、大久保規子「ドイツにおける環境・法的救済法の成立(一・二)―団体訴訟の法的 新世代法政策学研究二○号(二○一三年)二二七頁以下、同「環境情報の司法アクセスとオーフス条約─ドイツ環境訴訟 小澤久仁男「ドイツ環境法における実体的排除効の終焉と新たな展開―2015年欧州裁判所判決を参考にして―_ 宮崎良夫『法治国理念と官僚制』東京大学出版会(一九八六年)二二頁以下においては、本稿で取り上げる帝国 『行政手続・行政救済法の展開 (西埜章先生・中川義朗先生・海老澤俊郎先生喜寿記念)』 五三九頁以下がある

法上の団体訴訟制度の研究の第一人者である Sabine Schlacke 教授のモノグラフィーにおいても、今日の環境法上の団体訴訟 制度の分析を行う前に、絶対主義における行政上の紛争について触れた上で、ベール=グナイスト論争などを中心に行政訴訟 行使に対して裁判権を行使していた。このことは間接的に等族の支配をも抑制する機能をも有していたとみることができる。 なお帝室裁判所については、グナイストもオットー・ベールも非常に高い評価を与えていた」としている。更に、ドイツ環境 ルの分析―」千葉大学教養部研究報告九号(一九七六年)三九頁~九七頁(特に四九頁の註 5)においては、「有名な帝室裁 て高く評価された裁判制度が形成されたのである」としている。また、鈴木庸夫「プロイセン行政裁判制度―グナイストモデ 歴史的展開を分析している(Vgl. S. Schlacke, Überindividueller Rechtschutz, Mohr Siebeck 2008, S.30~S.43)。したがっ 本稿は、これらの記述に大きく影響を受けている。 (Reichskammergericht)や帝国宮廷会議(Reichshofrat)はよく独立性を保持し、ランデスヘルたちの違法な公権力の 裁判所および帝国宮廷顧問会議が、帝国の最高裁判所として機能したことを前提に、「後世の学者、 論の主唱者として知られるベール、さらにはプロイセンの行政裁判所の提唱者として知られるグナイストらによっ

- このような指摘は、 Staatsbürger und Staatsgewalt, Bd. 1, Karlsruhe 1963, S.25~S.33 南博方『行政裁判制度─ドイツにおける成立と発展─』有斐閣(一九六○年)六一頁~七○頁 Vgl. M. Sellmann, Der Weg zur neuzeitlichen Verwaltungsgerichtsbarkeit, in: H-R. Külz/R. Naumann (Hrsg.) 今日、ドイツにおける行政裁判制度の歴史を研究する文献の中でも多く見られており、 (特に六八頁)参照。 後掲の脚註も参照
- ては、「法化」や「法制化」といった訳語が充てられることがある。 議行為の『法現象化』(Verrechtlichung)を中心として─」日本労働協会雑誌二○巻四号(一九七八年)一七頁~二七頁を参 Vgl. W. Schulze, Einführung in die Neuere Geshichte, Stuttgart 1987, S.61;ところで、"Verrechtluchung"の訳語につい 法現象化の訳語をあてた。 本稿においては、 西谷敏「西ドイツ争議法論の展開-
- Rechsprechung der Reichskammergerichts, in: B. Diestelkamp (Hrsg.), Das Reichskammergericht am Ende des Alten Reiches Vgl. K. Härter, Soziale Unruhen und Revolutionsabwehr: Auswirkungen der Französischen Revolution

開されていることから、フランスとの制度比較をする際に、一つの物差しになりうるものと思われる。 あって、 und sein Fortwirken im 19. Jahrhundert, Köln 2002, S.43ff. ; このような指摘については、あくまでもドイツ側からの指摘で フランス側からの指摘ではない。けれども、社会的紛争の法現象化を背景に、ドイツはその後の制度および理論が展

- <u>13</u> Kammergericht)などが存在していた。但し、帝国宮廷裁判所は一四五一年に解体された。 本稿で取り上げる帝国カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議が創設される以前から、すでに帝国宮廷裁判所(königliche
- 語をそれぞれ充てている。この点、美濃部達吉教授は帝室裁判所・帝国宮廷顧問と示しており【オットー・マイヤー 本稿は文字浩教授の訳語を参照にした【文字浩「旧帝国における帝国最上級裁判所について」南山法学二一巻四号(一九九八 六四巻四号(二〇一三年)二〇三頁~二四三頁 フラートと示しており【南・前掲註(9)七九頁】、宮崎良夫教授は帝国裁判所・帝国宮廷裁判所と示しており【宮崎・前掲註 (8)二二頁】、そして田口正樹教授は帝国最高法院・帝国宮内法院の訳語を充てている【ペーター・エストマン(田口正樹訳) 「ドイツ国民の神聖ローマ帝国の2つの最高裁判所(1495年から1806年):歴史・研究・展望」北海道大学法学論集 一三頁~四二頁】。 ところで、 『独逸行政法第1巻 本稿においては、「Reichskammergericht」を帝国カンマー裁判所、「Reichshofrat」 (復刻版)』信山社(一九九三年)四一頁】、南博方教授はライヒスカンマーゲリヒト・ライヒスホ (特に二○五頁)】。そのため、両者について、様々な訳語がある。これらの中 を帝国宮廷顧問会議
- (15) この点、 訟形式であって、 た」との記述がある。 れは紛れもなく公権力の行使に対する抗告訴訟と同等の意味を有し得るものであり、そのような訴訟形式によってランデスへ かった。そうであるにもかかわらず、そこでの多くの手続は市民と絶対君主との関係であった」としている。 の違法な高権の行使に対する一種の 宮崎・前掲註(8)二九頁においては、「…今日のごとき公法私法の明確な概念的区別の知られていない時代の したがって今日の行政訴訟と直ちに同一視することは許されないけれども、 また、Schlacke, (Fußn. 8), S.30においても、「中世の司法権は、私法的紛争と公法的紛争を区別してこ 『行政訴訟』 の制度が形成されたという意味においてきわめて注目に値するものであっ 訴訟形式のみに限定すれば、そ
- 本稿は、 S. Westphal, Gerichtliche Verwaltungskontrolle im Alten Reich, in: K.-P. Sommerfeld/B. Schaffarzik (Hrsg)

うところが大きい。なお、ドイツの著名な国法学者であるルドルフ・スメントは、教授資格論文において、帝国カンマー裁判 所を取り上げている(C.-F. Rudolf Smend, Das Reichskammergericht;Geschichte und Verfassung, Böhlau, 1911)。但し、 Handbuch der Geschichte der Verwaltungsgerichtsbarkeit in Deutschland und Europa (Bd. 1), Berlin 2018, S.3〜 S.29. 足質 カンマー裁判所と帝国宮廷顧問会議の研究は、現在も分析が行われている。詳細については、エストマン(田口訳)・前掲註 (14)にて記述がなされている。

- 律学のほか、歴史学においても紹介が見られるが、ここでは主に勝田有恒「帝室裁判所規則(1495年)の成立」一橋論叢 六八巻四号(一九七二年)三一七頁~三三三頁、および村上淳一=守矢健一/ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門 北海道大学図書刊行会(一九九五年)四二頁~四六頁を主に参考にした。その他、一五世紀頃のドイツの状況については、法 (改訂第9版)』有斐閣(二○一八年)一○頁~一九頁(一一頁)も参考にした。 本項の記述は、Westphal (Fußn. 16), S.7―S.8.;山本文彦「近世ドイツ国政史2 研究―皇帝・帝国クライス・諸侯―」
- E) Vgl. Westphal (Fußn. 16), S.7.
- 19) 本項の記述は、Westphal (Fußn. 16), S.8~ S.9を参考にした。
- (Hrsg.), Freden schaffen und sich verteidigen im Spätmittelalter, Göttingen 2011, S.121~S.122. Vgl. H. Carl, Landfrieden als Konzept und Realität kollektiver Sicherheit im Heiligen Römischen Reich, in: G. Naegle
- (21) 本節の記述は、Westphal (Fußn. 16), S.9~ S.11. ; 文字・前掲註 (4)二三頁~三七頁、小野秀誠『ドイツ法学と法実務家』 信山社(二○一七年)五六頁~六○頁を参考にした。
- 裁判所は、フランスの占領や裁判所の人事をめぐるスキャンダルによって、機能が停止した時期もあった【山本文彦「近世ド 後掲の訴訟件数にも影響を及ぼすことにもなった。 イツにおける帝国裁判所」社会文化研究所紀要(九州国際大学)五○号(二○○二年)一二三頁~一五六頁参照】。これが 、ルク (Nürnberg)、レーゲンスブルク (Regensburg) なお、一五二七年にシュパイアーに置かれるまでの間、 などの都市を転々としたことが伝えられている。また、帝国カンマー ヴォルムス (Worms)、アウグスブルク (Augsburg)、ニュルン

- 聖ローマ帝国における裁判制度について――管轄と訴訟原則 集一五号(二○一九年)一頁~一○頁を参考にした。 創文社(一九七一年)四五八頁、文字・前掲註(4)二八頁~三○頁、ペーター・エストマン(田口正樹訳)「ドイツ国民の神 (二五三頁)、渋谷聡「近世ドイツ帝国における裁判と諸地域―18世紀帝国最高法院と陪席判事推挙の構造―」社会文化論 帝国カンマー裁判所における裁判官については、ミッタイス・リーベリッヒ/世良晃志郎『ドイツ法制史概説 ——」北大法学論集六四巻四号(二〇一三年)二四五頁~二八四 (改定版)』
- 24 通法に優先的に行われた(「特別法は一般法を破る」)。その証明がない場合にも、 Recht)として、ドイツに次第に浸透するようになる。ただし、地域の特別法は、 マ法が補充的に行われたわけである」との記述があり、本文の記述においては参考にした。 なお、村上ほか・前掲註(17)一四頁によると、「…ローマ=カノン法が、 その存在さえ当事者により証明されれば普 法の欠缺を容易に認めるのではなく、 いわゆる普通法 (Ius Commune, gemeines
- (25) Vgl. Westphal (Fußn. 16), S.10.
- 年)一七九頁~二〇四頁、同二一巻三号(一九九七年)九三頁一三五頁】。 二五六頁、同一七巻一号(一九九三年)一一三頁~一三四頁、同二号(一九九三年)一五五頁~一七五頁、同三号(一九九三 年)(1)~(6)」南山法学一六巻一・二号(一九九二年)一八三頁~二四六頁、同三・四号(一九九二年)二三五頁~ 五五五年の帝国カンマー裁判所法については、文字浩教授が訳出をしている【文字浩「帝国カンマー裁判所法(1555 帝国カンマー裁判所に関する法律については、一四九五年、一五二一年、一五四八年、一五五五年などがある。
- 者とともにのみ行為するものとされ……、弁護人 (Anwalt) として一元化された」とある。 訟代理人によるべきものとされた。ここでは、 (Advokat) =代弁人(Fürsprecher)の区別が継受され、前者は当事者を代理する者、 一九二頁によると、「帝国カンマー裁判所の手続は複雑であり、……弁護士強制主義(Anwaltszwang)がとられて、手続は訴 なお、林屋礼二『西欧における民事裁判の発達と展開─西欧大陸民事訴訟史概観─』有斐閣(二○二一年)一九一頁 ローマ=カノン法から訴訟代理人としての代理人(Prokurator)と弁護人 後者は当事者を補佐する者として当事
- 28 本節の記述は、 Westphal (Fußn. 16), S.11~S.12; 文字・前掲註 (4) 三七頁~四二頁を参考にした。

- 件を帝国宮廷顧問会議に移すといったことも行われている。 一六世紀末には、 帝国宮廷顧問会議に上級ラント財務官が創設され、 帝国カンマー裁判所で行われていた国
- 制についての詳細が示されている 筆者は肯定的に見ている。その他、 プロテスタントを陪審判事に含めていることから、プロテスタントの立場も念頭に置いて裁判制度を展開しようとしていたと、 族 陪席裁判官の意見が同数で分かれた場合には、事案を決定する権利を持った」とある。このような状況下において、宮崎・前 (二〇一九年) 三一頁~三三頁 テスタントからの信用にも貢献したと見るのか、評価が分かれるものと言える。もっとも、そこでの比率の大小はともかく からは寛大な目で見られた」とある。このような陪審判事の構成を、旧教派のみに有利に作用したと見るのか、それともプ 註(8)四三頁によると、「…当時の宗教的対立の下で、帝国宮廷顧問会議は旧教派に好意的であったために……、ライヒ等 エストマン (田口訳)・前掲註(4)二三○頁においては、「……裁判所長官と裁判所長は常にカトリックであった。彼らは (http://hdl.handle.net/2115/74560;二○二三年一○月三一日確認)においては、宗派同数 鈴木山海『1654年「帝国宮内法院令」をめぐる諸問題』北海道大学文学研究科博士論
- 二五三頁~二八一頁(特に二六一頁~二六二頁)においても同様の記述が見られる。 これについては、上記のほか、ベルンハルト・ディーステルカンプ 国民の神聖ローマ帝国における最高裁判権―ヨーロッパの他の国との比較から―」関東学院法学一号・二号(一九九二年) 鈴木・前掲註 (3))三五頁参照。但し、皇帝の恣意が全くもって存在していなかったわけではない点に注意が必要となる。 (村上裕・田中実訳)「成立期から18世紀末までのドイツ
- 32) 本節の記述は、Westphal (Fußn. 16), S.12~ S.14を参考にした。
- 四号六五三頁においては、「たとえば、 グ・ゼラート ないと考えた当事者は、 は優先権 なお、 (Prävention) が形成された、としている。もっとも、各裁判所に対して優先権が認められていた中、 本文の通り、 (和田卓朗訳)「帝国宮廷顧問会と帝国カンマー裁判所―その意義と研究―」法学雑誌(大阪市立大学)四六巻 臣民に対して選択権が認められていたが、文字・前掲註 帝国カンマー裁判所(RKG)に願い出ようと試みた。反対に、帝国カンマー裁判所(RKG)にお 自分の訴訟が帝国宮廷顧問会 (RHR)において好ましい裁判官の手に委ねられてい (4)四一頁においては、受任をした裁判所に ヴォルフガン

各裁判所の優先権による拘束力が強く及ぶものでは無かったものと言える。 いて成果を収めることができなかった当事者は、帝国宮廷顧問会(RHR)に訴え出た」とある。それゆえ、臣民にとっては

- めには、 必要があったからである。以上については、エストマン(田口訳)・前掲註(22)二六六頁も参考にした。また、民事訴訟法の 九三二頁以下)もある。 イツと日本における控訴審の誕生と展開を追って」法学協会雑誌(東京大学)一二五巻九号一九一五頁~一九九○頁 .点から、ドイツにおける上訴の歴史的展開を取り上げたものとして、佐瀬裕史「民事控訴審の構造に関する一考察(1)― この点については、以下の不上訴特権にも大きく関連する。すなわち、帝国裁判所と帝国宮廷顧問会議が上訴審と成るた その下級審である裁判所が必要となる一方で、不上訴特権を認める反対給付として各領邦内に上訴裁判所を設置する
- <u>35</u> 裁判所または帝国宮廷顧問会議への移管を阻む制度として、不移管特権といった制度もあった。この点、藤田宙靖教授は、 本節で挙げる文献の他、藤田貴宏『不上訴特権と帝国法―ダーフィット・メヴィウスの裁判権論』獨協法学六九巻七一頁~ 一三一頁もある。 「不移管・不上訴特権」(privilegia de non evocando et non appellando)としている【藤田宙靖『公権力の行使と私的権利主張 −オットー・ベール「法治国」の立場とドイツ行政法学─』有斐閣(一九七八年)三四頁】。また、不上訴特権については、 南・前掲註(9)八○頁参照。なお、本稿においては、不上訴特権のみを取り上げるが、領域内の裁判所から帝国カンマー
- よび、木村靖二編『ドイツの歴史』有斐閣(二○○○年)三一頁~三二頁(森田安一執筆) 侯に皇帝選挙権を付与し、選挙侯の権利義務を定めるなど、根本法としても評価がなされている。この点については、 『ドイツ連邦共和国法の入門と基礎─ドイツの憲法および民法─(改定版)』有信堂高文社(一九九一年)一○頁~一一頁、 小野・前掲註(21)六○頁~六一頁参照。なお、金印勅令については国王選挙の手続なども定めており、そこでは七名の諸 参照 お
- (37) 文字・前掲註 (4)二七頁~二八頁参照。
- (二〇一一年) 一頁~一〇頁 (五頁) 渋谷聡 「帝国都市と帝国裁判所─18世紀帝国最高法院におけるケルン上層市民間の裁判─」島根大学社会文化論集第七号

- ్రో) Vgl. Westphal (Fußn. 16), S.21.
- <u>40</u> 本節の記述は、Westphal (Fußn. 16), S.10~ S.11 ; 文字・前掲註 (4) 三○頁~三一頁および四○頁~四二頁を参考にした。
- 理由は裁判所内部で用いられるものであったことが伝えられている。この点については、ヴォルフガング・ゼラート る当事者に対する判決の合理的理由付けの歴史について」法学雑誌(大阪市立大学)四五巻三・四号(一九九九年)八一一頁 朗訳)「特にライヒスホーフラート(帝国宮廷法院、帝国宮廷顧問会)とライヒスカンマーゲリヒト(帝室裁判所) 〜八四七○頁(八一六頁)が詳しい。 なお、本文のような手続が導入されていたものの、当時において判決理由を当事者に伝えられることが多くは無く、判決 の例に見
- 文彦・前掲註(22)一二七頁参照】。 国宮廷顧問会議は原則として帝国カンマー裁判所の訴訟手続が適用されたが、自由な訴訟手続を行うことも認められた【山本 が規定される、といったこともあった。それゆえ、帝国裁判所と帝国宮廷顧問会議においては、重要な手続などについて共通 の法が適用されていた【文字・前掲註(4)四○頁以下参照】。その後、一六五四年には、帝国宮廷顧問会議法が定められ、帝 なお、一六四八年のウェストファリア講和条約は、帝国宮廷顧問会議においても帝国カンマー裁判所法が適用されること
- (名) Vgl. E. Ortlieb, Das Prozeßverfahren in der Formierungsphase des Reichshofrats (1519—1564), in: P. Oestmann (Hrsg.), Zwischen Formstrenge und Billigkeit: Forschungen zum vormodernen Zivilprozeß, Köln 2009, S.135
- 本節の記述は、Westphal (Fußn. 16), S.14~S.16および文字・前掲註(4)三八頁に負うところが大きい。
- Tätigkeit des Reichskammergerichts im 16. Jahrhundert, Köln 1985, S.241 Vgl. F. Ranieri, Recht und Gesellschaft im Zeitalter der Rezeption; Eine rechts- und sozialgeschichtliche Analyse der
- Friedensordnung, in: I. Scheurmann (Hrsg.), Frieden durch Recht; Das Reichskammergericht von 1495 bis 1806, Mainz 1994 Vgl. J. Weitzel, Die Rolle des Reichskammergerichts bei der Ausformung der Rechtsordnung zur allgemeinen
- (47) Vgl. Westphal (Fußn. 16), S.15.

- (4) Vgl. Westphal (Fußn. 16), S.15.
- 49 "…einstweilige Verstöße gleichkommende Mandatsklage"という表現を行っていることから、本文の通り、仮の権利救済に相 制度も触れる必要があるが、本稿においては取り上げない。この点については、上記宮崎教授の著書が詳しい。 当するとした。但し、裁定訴訟については、訳語にとどまらず、その位置付けについても、論者によって異なる部分がある。 本節の記述は、Westphal (Fußn. 16), S.19 ; 宮崎・前掲註(8) 二六頁~二七頁を参考にした。なお、Westphal は 裁定訴訟の全容の解明にとっては、仲裁裁判における領邦君主の特権や、裁判外の控訴 -例外上訴訴訟-
- (5) Vgl. Schulze (Fußn. 11), S.81f.
- 51 本節の記述については、Westphal (Fußn. 16), S.16~ S.23 ;エストマン (田口訳)・前掲註(4)二二八~二三○頁を参照
- 化研究論集一六号(二〇一五年)二四一頁~二六〇頁(二四六頁~二四八頁)を参照した。 「ヴェストファーレン条約以降の帝国都市と帝国宮廷法院――トーマス・ラウの業績から――」愛知県立大学大学院国際文 この記述については、Rita Sailer, Untertanenproze6se vor dem Reichskammergericht, Boehlau 1999, S.12~S.13; 池田利
- 本節の記述については、Westphal (Fußn. 16), S.23~ S.25. ; Sailer (Fußn. 52), S.430~ S.440を参考にした。
- る。ここでは、 Regierungssache とは、合目的性の見地から、公共の福祉の利益において処分(Verfügung)が要求されるすべての場合であ 全な一致が必ずしも排他的条件である、というわけではない。ここでは法律適合性は常に合目的性に屈服する」としている。 においては、「Justizsache とは、私的権利状態(Privat=Rechtszustand)の侵害に関し、法律適合性の見地よりの決定が要求 されるようなすべての場合をいう。ここでは決定に影響を及ぼすような、公共の福祉の観点は全く無縁である。これに対し、 「…ポリツァイ(英語・フランス語ではポリス)は今日では警察を意味するが、元来はギリシア語のポリテイア――『全住民 司法事項と警察事項の区別については、南・前掲註(9)九○頁~九一頁を参照した。また、藤田宙靖・前掲註(35)四三頁 岩尾祐司・井上繁子編著『近代ドイツの歴史』ミネルヴァ書房(二〇〇五年)一七頁(神寶秀夫執筆)においては、 ただ達せられるべき目的との合致がありさえすれば良いのであって、Justizsache における如く、法律との完

1993, S.15~ S.51 ; 松本尚子「ベルクのポリツァイ概念―19世紀初頭ドイツの国家目的論と権力分立論の一例―」一橋論叢 法学協会雑誌九九巻九号(一九八二年)一四〇四頁~一四二六頁; P. Preu, Polizeibegriff und Staatszwecklehre, Göttingen 末のブルグンドにおいて行政官庁用語(従来の平和概念ではとらえにくい公共福祉の必要性という新たな統治目的―行為)と の公共の利益と統治目的とする真の国制』(アリストテレス)を意味する― して広く使用されていった」とある。その他、ここでは、カール・クレッシェル(村上淳一訳)「司法事項とポリツァイ事 して使用されることを経て、近世ドイツでは『広範な行政 一五巻一号(一九九六年)一七一頁~一八九頁(一七一頁)なども参考にした。 (特に内政)行為やそれがおこなわれる公共体』を表現する言葉と ―に由来する用語である。そしてそれは、 15世紀

の獲得等により、 外の控訴(Extra = Judicial=Appellation)が、それぞれライヒスカマーゲリヒトに対し認められていた。この Jurisdiction に 手続による決定については通常の控訴、 現実の はライヒスゲリヒトの代りに自己のランデスゲリヒトへのみ訴えられる、との原則がほぼ確立されるに到った。そして、 とができた。しかし、やがて一方では、領邦君主による不移管・不上訴特権(privilegia de non evocando et non appellando) 該当せざるものは、 不明確であったが、 れだからこそ、ラントにおいて等族的司法機関とランデスヘルの官僚機関との権限争議が生じたのであった。そして、18世紀 (Justizsache) と行政事件 (Verwaltungssche od. Regierungssache) への分化が行われた。そして、これらの結果は、 (35)三三頁~三四頁においては、「君主の行為については、 末葉から19世紀初頭にかけての国法学にとっても、右の区別の問題は重要な理論的課題とされ、その理論化の作業を通して、 この点、 Jurisdiction より行政と司法の分化が始まると共に、 『行政司法』の是非が論じられ、『法治国』の理念が模索されたのであった」としている。また、藤田宙靖・前掲註 宮崎・前掲註(8)五五頁においては、「実際には、 18世紀の中頃には、既に大領邦にてはライヒスカマーゲリヒトへの控訴は行われなかったのみならず、 君主の私的債務同様、 後の裁判権と行政権の一部を含めた Jurisdiction が次第に "公権力 "を形成するに至り、その場合、裁判 裁判外の手続による決定(警察権の行使は主としてこれに含まれる)については裁判 仲裁裁判強制の例外を除けば、原則として直接ライヒスカマーゲリヒトへ訴えるこ 爾後の意味における公権力の行使と私権の行使との別は当初甚だ 従来は君主の私権とされていたものについても司法事件 司法事項と警察・統治事項の区別は曖昧なままであった。そ 18 世紀

ことから、今後の研究課題にしたい。 らの記述を参考にしている。また、司法事項と警察事項については、その後のプロイセンにおける官房司法などにも関連する るに至り、 中において既に、君主は Privatsache についてのみ、しかもラントの裁判所にのみ訴えられる、との原則を徐々に形成せしめ 次第に、より主権的絶対的な国家権力の成立へと向わしめていたのであった」としている。本稿においては、これ

- westph.htm;二〇二二年一〇月三一日確認)、訳語を作成するにあたって参考にした。 Geschichte e.V.) によって全文が公開されている(http://www.pax-westphalica.de/; 二○二二年一○月三一日確認)。また、 Osnabrugense)八条が同内容の規定として挙げることができる。なお、両条約については、アッシェンドルフ/ミュンス ウェストファリア条約については、友清理士氏による訳語がWeb上で公開されており(http://cryptiana.web.fc2.com/docs/ ター出版(Verlag Aschendorff/Münster)および「社団法人 現代史研究会」(Vereinigung zur Erforschung der Neuerer 本稿においては、ウェストファリア条約の条文を取り上げたが、オスナブリュック講和条約(Instrumentum Pacis
- (5) Vgl. A. Niesler, Individualrechtsschutz im Verwaltungsprozess, S.73~S.77;いら坻、Sailer (Fußn. 52), S.432によると、 単に探している場合、純粋な警察事項として扱われたのに対して、都市が市民に異議の機会を与えていた場合、司法事項とし 公務員の増大や都市の法律顧問の選任の訴訟可能性を具体例として挙げている。この場合、例えば、都市が適切な法律顧問を て扱われていたとしている。
- (%) Vgl. Westphal (Fußn. 16), S.24~ S.25.
- (9) Vgl. Westphal (Fußn. 16), S.25.
- 60 司法事項になるということを意味するものではない。司法事項は、それとは別の、訴訟法の次元の概念だからである。従って、 には、それは司法事項の一種として裁判所の対象となったからである。しかしこのことは、Polizei 事項が同時に(実体的に) 大学)七○巻一号五一頁の註(4)においては、「……厳密に言うならば、……Polizei 事項が完全に裁判所の事後審査を免れる ということを意味するものではない。Polizei 命令が臣民の既得権を侵害した場合、つまり Polizei 事項が係争状態になる場合 但し、例えば米田雅宏「現代国家における警察法理論の可能性(1)―危険防御の規範構造の研究・序説―」法学

司法事項と Polizei 事項はあれかこれかの関係に立つわけではなかったことに注意を要する」と指摘する。

- (6) Vgl. Westphal (Fußn. 16), S.24.
- (2) Vgl. Sailer (Fußn. 52), S.433.
- <u>63</u> 攷として、吉岡郁美『記念物保存法と都市計画法の歴史的展開』行政法研究三六巻(二○二○年)七九頁~一一七頁 保存の領域も対象としている。このような中で、ドイツにおける記念物保存に関する歴史的展開について取り上げる近時の論 八二頁~八五頁)がある。 (二○○九年)五一頁~九○頁(特に五五頁~五六頁)。また、ドイツ連邦自然保護法は、自然保護の領域にとどまらず、景観 小澤久仁男『ドイツ連邦自然保護法上の団体訴訟― -自然保護団体の協働権からの分析―』立教大学大学院法学研究三九号
- とも言え、今後の研究に活かしたいと考えている。 を探ったことはあくまでも個人を保護するべく採られた方法と理解することができる。したがって、この指摘は、個人を超え 既得権の侵害に個人保護機能を内在させたことは主観的公権に影響を与えた、としている。それゆえ、既得権の主張の可能性 た権利保護 Niesler (Fußn.57),S.77は、高権行為(Hocheitsakt)の司法審査にとって既得権が重要な役割を担ったと評価した上で、 (Überindividueller Rechtschutz)を行う環境法上の団体訴訟の導入が認められなかった原因を解明する手掛かり